様式第九第一表中「自家用発電所運転半期報」を「自家用発電所等運転半期報」に改める。

様式第九第二表中「自家用蓄電池運転半期報」を「自家用発電所等運転半期報」に改め、同表備考中第三項を削り、第四項を第三項とする。

様式第十二の七中「締結する小売供給契約又は」を「締結している」に、「九十日」を「行う日の前後九十日」に、「以上」を「以上の契約の解除若しくは解約する旨又は契約の更新を行わない旨の申出を」に改める。

（電気事業会計規則の一部改正）

第五条　電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の点線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の点線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　総則（第一条―第三条の三）	第一章　総則（第一条―第三条の三）
第二章　固定資産勘定	第二章　固定資産勘定
第一節　電気事業固定資産の取得（第四条・第五条）	第一節　電気事業固定資産の取得（第四条・第五条）
第二節　電気事業固定資産の価額（第六条―第十一条）	第二節　電気事業固定資産の価額（第六条―第十一条）
第三節　資本的支出と収益的支出との区分（第十二条・第十三条）	第三節　資本的支出と収益的支出との区分（第十二条・第十三条）
第四節　電気事業固定資産の除却（第十四条―第二十条）	第四節　電気事業固定資産の除却（第十四条―第二十条）
第五節　雑則（第二十一条―第二十八条の八）	第五節　雑則（第二十一条―第二十八条の四）
第三章　貯蔵品勘定（第二十九条―第三十四条）	第三章　貯蔵品勘定（第二十九条―第三十四条）
第四章　特定原子力施設炉心等除去準備引当金勘定（第三十四条の二）	第四章　特定原子力施設炉心等除去準備引当金勘定（第三十四条の二）
第五章　特定原子力施設炉心等除去引当金勘定（第三十四条の三・第三十四条の四）	第五章　特定原子力施設炉心等除去引当金勘定（第三十四条の三・第三十四条の四）
第六章　費用勘定（第三十五条・第三十六条）	第六章　費用勘定（第三十五条・第三十六条）
第七章　消費税等（第三十七条）	第七章　消費税等（第三十七条）
第八章　雑則（第三十八条・第三十九条）	第八章　雑則（第三十八条・第三十九条）
附則	附則
附　則	附　則
1～3　［略］	1～3　［略］

4　特定分割取引は、吸収分割会社（電気事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第七十四号）の施行の日から電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）の施行の日までの間に、電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号。第八号において「平成二十六年改正法」という。）第一条による改正前の電気事業法第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者又は同項第四号に規定する卸電気事業者であった者を当事者とする会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五十七条の規定に基づく吸収分割をする会社をいう。以下この項において同じ。）と吸収分割承継会社（吸収分割会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該吸収分割会社から承継する会社であって、小売電気事業、一般送配電事業、送電事業又は発電事業のいずれかを営む当該吸収分割会社の完全子会社（当該吸収分割会社がその設立の日から引き続き発行済株式の全部を有する株式会社をいう。）をいう。以下この項において同じ。）との間における当該吸収分割をする日の前日まで当該吸収分割会社の部門（小売電気事業、一般送配電事業、送電事業又は発電事業に係る業務を営む部門に限る。）で行われていた役務の提供と同一又は類似の内容の取引（以下この項において「旧部門間取引」という。）（吸収分割会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を二以上の吸収分割承継会社に承継させた場合は、それぞれの吸収分割承継会社相互間における旧部門間取引を含む。）であって、次の各号に掲げるいずれかの取引に該当するものをいう。

一　一般送配電事業の用に供する蓄電用、送電用、配電用又は変電用の電気工作物（発電事業の用に供する発電用の電気工作物を設置する構内（電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）

4　特定分割取引は、吸収分割会社（電気事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第七十四号）の施行の日から電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）の施行の日までの間に、電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号。第八号において「平成二十六年改正法」という。）第一条による改正前の電気事業法第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者又は同項第四号に規定する卸電気事業者であった者を当事者とする会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五十七条の規定に基づく吸収分割をする会社をいう。以下この項において同じ。）と吸収分割承継会社（吸収分割会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該吸収分割会社から承継する会社であって、小売電気事業、一般送配電事業、送電事業又は発電事業のいずれかを営む当該吸収分割会社の完全子会社（当該吸収分割会社がその設立の日から引き続き発行済株式の全部を有する株式会社をいう。）をいう。以下この項において同じ。）との間における当該吸収分割をする日の前日まで当該吸収分割会社の部門（小売電気事業、一般送配電事業、送電事業又は発電事業に係る業務を営む部門に限る。）で行われていた役務の提供と同一又は類似の内容の取引（以下この項において「旧部門間取引」という。）（吸収分割会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を二以上の吸収分割承継会社に承継させた場合は、それぞれの吸収分割承継会社相互間における旧部門間取引を含む。）であって、次の各号に掲げるいずれかの取引に該当するものをいう。

一　一般送配電事業の用に供する送電用、配電用又は変電用の電気工作物（発電事業の用に供する発電用の電気工作物を設置する構内（電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第三条第